

## 産業医活動の経済的効果についての試算

わが国では、労働安全衛生法の規定に基づき、労働者 50 人以上の事業場には産業医の選任（500 人以上の有害業務のある職場及び 1000 人以上の事業場では専属産業医）が義務づけられている。

しかし、実態としては選任していない事業場も多く、選任していてもその活動内容は事業場ごとに格差がみられる。

このような状況の背景には、産業医活動が事業場に与える影響、とくに経済的効果が明らかでないため、事業主サイドに積極的な対応をとるインセンティブが働かないことがあると推察される。

そこで、産業医活動がどのような経済効果を派生させるかについて推計を行った。

### 1 . 産業医活動の指標

推計を行なうに際しては、栃木県産業保健センターの野見山一生所長を代表研究者とする研究班が行なった「産業保健活動活性化の経済的効用に関する調査研究(3)」報告書（平成 6 年 12 月）（以下報告書という）のデータを引用した。

報告書は、(社)神奈川県労務安全衛生協会に登録している県下の会員事業場を対象として実施したアンケート調査結果から、労働者に対する検診の事後措置を担当する者を「産業医」、「医療職」（保健婦・看護婦・かかりつけ医等）、「事務職」の 3 つに区分した。その上で担当者別の労働者在職中死亡者数に相違があることを論証している。

その結果は次表のとおりである。

【実際の死亡者数と事後措置担当者別推定死亡者数】

事後措置担当者	死亡者数	現状死亡者数との比率(%)
産業医	489	88.4
医療職	500	90.4
事務職	679	122.8
現 状	553	100.0

産業医活動の経済効果に関する公表されている資料が極めて少ない状況の中で、今回の推計に当たってはこの指標を用いることとした。

## 2. 推計の手法

報告書によれば、アンケートに回答した事業場の在職中死亡者数 553人分の労働力喪失年数（60歳まで就業したと仮定）は 5,790 年分に達し、1人 1年当りの経済損失を一律 500 万円と仮定すると、総経済損失額は 289 億 5,000 万円になるとしている。

この数値をもとに、すべての事業場の事後措置が産業医により実施された場合は、総経済損失額のうち 32 億 5,400 万円分を縮減でき、1,000 人の事業場で 780 万円の経済効果が期待できると結論づけている。

しかし、この数値には産業医を選任する費用が含まれていないこと、死亡者 1人当りの経済損失額を年間 500 万円と仮定していることなど、より客観的な観点からの修正が必要と思われる部分がある。

そこで、これらの数値に修正を加え検証することによって経済効果額を推計する手法をとることとした。

## 3. 具体的推計の方法（数値は別紙参照）

報告書から、事業場規模別の死亡者数および死亡による労働力損失年数を引用し、これにそれぞれの事業場規模別の労働者 1人当り年間経済損失額を乗じて全体の経済損失額を求めた。

$$\text{労働力損失年数} \times \text{労働者 1人当り年間経済損失額} = \text{全体の経済損失額}$$

次に、報告書から現状の死亡者数とすべての事業場が産業医を事後措置を

担当すると仮定した場合の推定死亡者数を引用し、その比率を の経済損失額に乗じた数値との差を求め、これを産業医が事後措置を行なうことによる事業場の損失縮減額とした。

$$\left[ \frac{\text{現状死亡者数に対する産業医が担当した場合の死亡者数の比率}}{\times \text{経済損失額}} \right] - \text{経済損失額} = \text{事業場の損失縮減額}$$

報告書から産業医以外が事後措置を担当する事業場数を引用し、これに産業医 1 人当りの年間人件費を乗じ産業医選任に要する費用を求め、これを の数値から差し引いた額を産業医が事後措置を行なうことによる事業場の経済効果額とした。

$$\left[ \frac{\text{産業医以外が事後措置を担当する事業場数} \times \text{産業医 1 人当り人件費}}{\text{事業場の損失縮減額}} \right] - \text{事業場の経済効果額}$$

の数値を産業医以外が事後措置を行なっている事業場数で除し、1事業所当りの経済効果額とした。

#### 4 . 推計結果

上記の方法による推計によって、検診の事後措置を産業医が行なうことの経済効果は、1事業場当たり約 445 万円 という結論に達した。

この数値と前述の報告書の結果（1000 人以上の事業場当たり 780 万円）を比較すると、今回の推計では産業医の選任費用を勘案したこと、事業場規模別に死亡者 1 人当り年間経済損失額を算出したことなどの修正を加えたことを考慮すれば、数値の近似性は十分に認められ、報告書の推計は妥当であると判断される。

なお、労働者 1 人当りの経済損失額には、業務効率や生産性に与える損失、退職金の支払費用などが含まれていないことから、実際の損失額はさらに増えると思われる。したがって、産業医が事後措置を行なうことにより死亡者を減少させれば、経済効果はさらに大きくなることが予想される。